

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第3回会議）議事録

日時：令和4年1月6日（木）10:00

オンライン開催（事務局：健康福祉局第2会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、黒島武志委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員
以上7名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、北村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、雫石介護事業支援課指定係長、磯田施設指導係長、稲辺居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)及び議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

事務局より説明

資料2及び資料3の訂正について説明。

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

黒島委員：資料3について、2つ目の地域密着型通所介護事業者の廃止理由は。

雫石係長：資料にも記載のとおり建物の不具合によるものであり、具体的には配管の不具合とハネアリ被害によるものということである。

田口委員：(事業譲渡による廃止申請は今回取り下げとなった事業所に関する内容ではあるが、)修正前の資料に記載があった事業譲渡による廃止について、今回のように規模の大きい法人から小さい法人への譲渡というのは珍しいように思うが。

雫石係長：修正前の資料に記載があった事業譲渡については、現在の運営法人が認定医療法人へと移行するためにグループ法人に同種の事業を集約するためと聞いている。事業者の都合により、当初の予定であった2月末での廃止及び3月1日付の新規申請を取り下げ、4月1日に他の事業所分もまとめて事業譲渡を行う予定とのことで急遽資料の内容に修正が生じた。この件については次回開催の委員会で改めて報告する予定である。

折腹委員：3か月での廃止となった地域密着型通所介護だが、事業開始前に事業所の状態の確認を行い、不具合を把握することはできなかったのか。

雫石係長：事業開始前に当課の職員が指定前検査として事業所を訪問するが、その目的は、指定基準等に沿った適正な運営ができる事業所かどうかの確認となっている。一連の流れで確認できることもあるのかもしれないが、通常、指定前検査でトイレの配管の不具合等、今回の廃止理由となった問題点を把握することは難しいのではないかと考える。また、事業者にとっても想定外のことであったようだ。

折腹委員：資料1より、小規模・看護小規模多機能型居宅介護の事業の事前申出はなかったということか。参考資料5によると、看護小規模多機能型居宅介護事業所は青葉区において著しく少ないようだが、何らかの対応はできないのか。

雫石係長：資料1に記載している小規模・看護小規模型居宅介護の事前申出は建設費補助なしの随時募集のものであるが、建設費補助ありの公募のものには応募があった。後ほど議事事項においてご説明する。事業所の配置バランスについては、本市としても課題と感じており、公募における要件の検討などにより対応してきたいと思う。今年度は、いわゆる「建て貸し補助」の導入を行った。

矢吹委員長：今年度は整備計画の1年目であるが、滑り出しとして整備状況はいかがか。

雫石係長：今年度は、過去数年間応募がなかった地域密着型特別養護老人ホームや、建設費補助ありの小規模・看護小規模多機能型居宅介護事業において応募があったことなどから、計画1年目の滑り出しとしては順調であると感じている。

田口委員：資料1によると、地域密着型通所介護の事前申出が2件あるとのことだが、以前から本委員会の場で度々お伝えしているとおり、定員10名という規模では採算が取れないと考えている。小規模事業所の新規申請を認めていない自治体もあり、本市でも申請を制限するなどの対策をしたほうが良いのではないかと。経営が不安定な事業者を指定することには問題点があることを認識してほしい。

矢吹委員長：資金はないが熱意がある事業者や、反対にできるだけコストを削ることを優先した運営を行うような事業所もあると思われ、判断は難しいところ。指定前にそのような状況を読むことは難しいと思うが、法人の背景の調査や運営の支援に努めることが大切な課題であると思う。

田口委員：地域密着型通所介護の介護報酬は、通常規模の通所介護と比べて15～16%ほど高い。自分たちの業界では通常規模との報酬の格差解消の要望を出している。サービス種別間で競争関係になり得るということも把握してほしい。

雫石係長：田口委員より、以前より地域密着型通所介護の経営上の懸念についてご指摘いた

だいていることは認識している。指定前に事業者の経営状況に問題ないかを確認することはなかなか難しいが、熱意を感じる事業者もあり、今後も必要な支援を行っていく。

矢吹委員長：ケアの質をどのように担保していくのかということは重要である。宮城県が令和2年12月に公表している高齢者虐待に関する調査結果について、令和元年の施設従業者等による虐待の件数は、小規模多機能におけるものが1件、グループホームにおけるものが2件であった。地域密着型通所介護に関するものはなかったようだが、今後も問題がないようにしないといけない。令和3年4月の省令改正で、虐待防止に関する規程等の追加もあったことから、市でも確認を行ってほしい。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

資料6及び参考資料6の訂正について説明。

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

⇒質問なし。

矢吹委員長：意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料7)(参考資料7)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：参考資料7について、コロナウイルスの影響により実地指導の実施がないまま更新する事業所があるが、リモートでの指導を行う予定などはないのか。

栗石係長：今年度は緊急事態宣言が出されていたこともあり、実地指導については、年度途中でも中止や見合わせの対応を行っていたところ。なお、集団指導については、ホームページへの資料掲載等により行ったが、その後の実地指導の状況を見ると、情報が伝わりにくい部分もあったのではないかなど課題もあった。介護支援専門員の研修はオンラインで開催しており、集団指導についても、今後はオンラインで開催することも含め検討していく。

黒島委員：参考資料7において、認知症対応型共同生活介護事業所で管理者が必要な研修を受講していなかったとあるが、現在は改善されているのか。

山崎課長：その後研修を修了したことを確認している。

矢吹委員長：これは事業所側の不注意によるものか、もしくは意図的なものか。

栗石係長：事業所の不注意によるものである。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護整備事業（建設費補助あり）
の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員：N1の計画は住宅型有料老人ホーム併設となっている。地域密着型サービス事業所に併設施設がある場合、仙台市ではサービス提供の割合が50%を超えないよう指導していると思うが、理解した上での応募ということか。

雫石係長：その旨の説明をHPでの記載等により行っている。

土井委員：例えば看護小規模多機能の事業所で定員が29名であれば、住宅型有料老人ホームの利用者は14人を超えられないということか。

雫石係長：現時点では、法的な強制力のあるものではなく、基準省令の解釈通知で示されているような条例の規定や指定の条件などで義務付けまで行っているものではない。事業者には努力義務として理解した上で事業を行ってほしい。

田口委員：仙台市ではそのような規定をしているのか。事業者からはそのような縛りをなくしてほしいという声もあり、自分たちのグループから要望を出したこともある。参入する事業者が増えないサービスがあることを考えると、そのような縛りを課すことはいかなものか。

雫石係長：全体的な動向としては、給付費の適正化の観点から、今年度の制度改正においても、訪問、通所系の全サービスにおいて、いわゆる「囲い込み」の制限に関する基準が設けられるなどしているところ。サービス提供の割合を「50%以下」とすることが妥当かについては検討の余地があるかもしれないが、地域密着型サービスである以上、少なくとも半数以上は外部にもサービスを提供していただきたいという考えの元、そのような取扱いとしている。囲い込みの防止については事業者側に引き続き理解を求めたい。

田口委員：囲い込みの防止を強化していく動きがあり、いかなものかと思っている。

矢吹委員長：囲い込みについては、外部からサービス提供の実態が見えにくくなってしまいう等、ケアマネの資質にもよるが、ケアの質の担保が難しくなってしまう。他市町村の動向なども見ながら、総合的に検討していかなければならない大切なことである。

折腹委員：N1の事業計画書には記載事項の重複があるが、不備ではないのか。

雫石係長：応募を受け付けた段階では、書類の不足等については、補正を命じて追加提出していただいているものの、計画書の記載内容については、不備があっても修正を行った事業者の方が、不備がなく修正を行わなかった事業者のものよりも質的によくなってしまいうことを避けるため、補正までは求めていなかったもの。不備については、今回ご指摘いただいたものも含めて、今後のヒアリング等を通して確認していく。

折腹委員：事業計画書にこのような誤りがあることは、応募事業者としての意識が問われる

と思うので、今後しっかりと確認してほしい。

黒島委員：N1の事業計画書では他にも登録定員の記載に齟齬があるように思われるが。

雫石係長：おっしゃるとおり、誤りと思われる箇所をこちらでも把握しているため、今後のヒアリング等を通して指摘や確認をしていく。

田口委員：そもそも事業計画書の記載事項に、趣旨が重複している項目があるのでは。

雫石係長：今回に関しては事業者が記載する過程で記載項目自体が別の内容に変わっているようであり、編集する際のミスと思われる。今後のヒアリング等を通して指摘や確認をしていく。

矢吹委員長：今後も記載の誤りが続くようであれば、記載しやすいような様式への変更等も検討するべきではないか。

雫石係長：今回いただいたご意見等も踏まえて、改善に向けて検討させていただきたい。

4. その他

矢吹委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

土井委員：資料5によると、今計画での特定施設の選定は0となっているが、今年度については今後募集が行われるのか。

雫石係長：応募の受付が終了しており選考を行っているところである。次回の委員会の際には資料上に数字が反映されている予定である。

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会